

平成30年度第3回国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

平成31年1月24日（木） 14:00～16:00

宇治市役所8階 大会議室

（出席）小永井会長、久保副会長、浅江委員、須山委員、山本委員、安井委員、鈴木委員、森田委員、中村委員、井上委員、大町委員、北村委員、小川委員、野村委員、伊藤委員

（欠席）齋藤委員、門阪委員、新谷委員、山田委員

1. 開会

大下副部長）失礼いたします。只今より平成30年度第3回「宇治市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

尚、本日の会議は、「宇治市国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要項」に基づきまして、公開の取り扱いとしておりますことをはじめにご報告申し上げます。

続きまして、本日の会議の成立と配布資料の確認をさせていただきます。

本日、19名中15名の委員がご出席されておりますので、「宇治市国民健康保険運営協議会規則」第5条第2項の規定により、会議は成立いたしております。

また、本日欠席の連絡を頂戴しておりますのは、齋藤委員、門阪委員、新谷委員、山田委員でございます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。全体で6点ございます。

1点目、会議の次第でございます。次に右肩に資料1とございます、「平成31年度国民健康保険事業の運営について」というホッチキス止めの資料、続きまして、右肩に資料2とございます、「京都地方税機構への国民健康保険料滞納整理事務の移管について」次に、同じくホッチキス止めの「京都府国民健康保険運営方針について」というもの。次に、「平成30年度宇治市国民健康保険運営協議会開催日時（予定）」、最後に、「平成30年度第3回宇治市国民健康保険運営協議会席次」となっております。お手元に不足等ございませんでしょうか。

それでは、開会にあたりまして小永井会長様よりご挨拶を頂戴したいと存じます。小永井会長、どうぞよろしく願いいたします。

2. 会長挨拶

会長）皆さん、今日はわざわざお運びいただきまして本当にありがとうございます。

今日で、ほぼ答申案に近いところまで行くのではないかと考えておりますので、そういうおつもりで色々ご審議をお願いしたいと考えております。いずれにしても、本年度は次回で全部終わりにしたいというように考えておりますので、そこまでがんばっていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

大下副部長) ありがとうございます。それでは次第の3、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、小永井会長に引き継ぎをさせていただきたいと存じます。小永井会長、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 会議録署名人の選出について

会長) それではまず、座って失礼させていただきますが、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

柏木課長) はい、そうしましたら私のほうから、会議録の署名人の選出につきまして、被保険者代表1名、公益代表1名の計2名の方をお願いしております。

今回ですが、被保険者代表の山本委員、公益代表の北村委員をお願いしたく存じます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 平成31年度国民健康保険事業の運営について

会長) はい、それでは続いて、「平成31年度国民健康保険事業運営について」ご説明をお願いしたいと思います。

三品副課長) 失礼いたします。そうしましたら、お手元でございます資料1、「平成31年度国民健康保険事業の運営について」に基づきましてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1ページ目、2ページ目でございます。前回からのおさらいでいきますと、前回につきましては、まず平成30年度の決算見込について、制度改革後の状況などふまえてお話をさせていただきました。

今度、京都府のほうで算定いたします納付金、それから標準保険料率の算定結果が一定わかってまいりましたので、それも加味した形でお話を進めさせていただきたいと考えております。今回は、平成31年度の予算見込につきましては、まだそういった京都府の算定状況もわからないということでございましたので、国民健康保険料や納付金は前年度予算の仮置きで置かせていただいたかと思えます。

今回は、2ページ目の下段のところ、平成31年度予算見込についてというところでございますけれど、京都府の算定に基づく納付金、これにつきましては一定この予算見込の中に当てはめさせていただきまして、推計をし直しております。京都府の算定に基づく納付金や、一般会計繰入金、これの財源対策は休止となっていることをふまえつつ、一旦この表につきましては、お話のスタートといたしまして、現行料率で予算見込を推計させていただいております。こちらの表につきましては標準保険料率ではなくて、現行料率で予算見込を一旦推計させていただいて、その結果、6億1千万円、2ページ目の真ん中の表にあります、△610,000円とあると思うのですが、こういった形で6億1千万円の収支不足となっているのが現行料率で推計した結果でございます。

こちらの予算見込の状況につきましては、まず一点目、国保事業納付金につきましては、京都府の算定する納付金に基づいて算出をいたしております。それから、保険給付費につきましても、京都府の推計に基づいて算出をいたしております。一方、国民健康保険料につきましては、現行料率、平成30年度の料率で一旦試算をして数字をはめさせていただいております。それから、最後、一般会計繰入金の財源対策分、こちらは財政健全化推進プランに基づき休止となっているところでございます。

国保事業納付金、こちらにつきましては、2ページ目の表の真ん中の太枠で囲っている、ちょうど2ページ目の右上ですね、4,811,892千円というところで、太枠で囲っているところでございます。

こちらが平成31年度の納付金の額でございます。それから、国民健康保険料、これが現行料率、平成30年度の料率で試算をした場合、こちらのほうは1ページ目の所、太枠で二つ囲っていますけれど、その上の部分、3,155,143千円という所が国民健康保険料の分でございます。こういった形で試算をした結果、平成31年度は6億1千万円の収支不足が数字としてはじき出されているところでございます。

そのほか、様々な数字で予算見込を集計しておりますけれども、こういった予算見込は現在、予算編成中ございまして、今後若干変動等もございしますので、そういった可能性があるということだけご理解いただければと思います。

これらをふまえて、本日の議論のポイントというところでございますけれども、一人あたりの医療費の増加等によりまして納付金が昨年度と比較して増えているという結果になっております。そういった形で現行料率では6億1千万円の収支不足となっている状況ございまして、これからお話をさせていただきますけれども、京都府が算定する標準保険料率、こちらの最終値をふまえて、財源対策及び次年度の保険料率について議論を行うというところがポイントになってまいります。

続きまして、3ページ目をおめくりください。

こちらのほうが、標準保険料率の、京都府の算定する標準保険料率の状況でございます。まず、標準保険料率につきましては、3ページ目の一番上の所、制度改革後の平成30年度以降における宇治市の国民健康保険料は、京都府が示す標準保険料率に基づき設定する

ことが基本となります。

その標準保険料率でございますけれど、まず医療分、所得割が8.35%、均等割りが28,431円、平等割が19,257円、後期分につきましては、所得割が2.82%、均等割が9,393円、平等割が6,362円、介護分につきましては、所得割が2.73%、均等割が11,170円、平等割が5,759円という形ではじき出されているところでございます。

こちらを平成30年度の現行料率と比較をしているのが下の表でございます。なお、標準保険料率のうち応益割、いわゆる均等割、平等割につきましては、平成30年度も同様にさせていただいておりますけれども、100円未満を切り捨てて比較しているところでございます。

それでいきますと、医療分と後期分を足し合わせた所得割、標準保険料率は11.17%のところ、現行は10.31%、差額でいきますと、0.86ポイント増えているという結果でございます。均等割は、標準保険料率が37,700円、現行料率は34,500円、差引3,200円、平等割、25,500円のところ、現行は23,800円、差額は、1,700円という形です。こちらは被保険者一人あたりに換算しますと、標準保険料率は86,708円、現行は79,883円という形で、差額は6,825円となっております。続いて介護分につきましては、所得割が標準保険料率2.73%、現行は2.67%、差引0.06ポイントの増、均等割が11,100円、現行が10,900円、差引が200円の増、平等割が標準保険料率5,700円、現行が5,500円、差引200円の増、被保険者一人あたりに換算しますと、標準保険料率が25,264円、現行が24,846円ですので、差引が418円の増という形になっております。

この医療分と後期分だけ見ますと、被保険者一人あたりにつきましては、約8.5%伸びているという形になっております。3ページの下段のポイントでいきますと、平成30年度以降、国の財政支援、だいたい被保険者一人あたり一万円という財政効果があるという形で前回もご説明させていただきましたけれども、こういった財政支援が強化されているのは平成31年度も変わりなくされているのですけれども、一人あたり医療費の伸び等の影響に伴います納付金の増額によりまして、主に医療分の保険料率が引き上げとなっている結果となっております。

続きまして、4ページでございます。

こちらのほうは、先ほど一人あたり医療費の伸びの影響ということでお話をさせていただきましたけれども、その状況がどうなっているかというところでございます。一人あたり医療費の過去の推移を見ますと、だいたい平均伸び率が約3%で伸びております。

グラフの右側の点線の所は、今後も3%で伸びた場合はこうなりますよというグラフでございます。尚、平成30年度、それから平成31年度は実績ではなくて、京都府の推計によるものでございます。

その下の、納付金および保険給付費の状況という所を比較させていただいておりますのは、

こちらのほうは、先ほどから、納付金は増えていますよというご説明をさせていただきます。ただ、表を見ますと、保険給付費は総額では減っているのは、前回からもご説明させていただきますと思うのですが、これは一人あたりに換算しますと、結果どちらも一万円程度の増額になっている、保険給付費は数字の規模が違いますので、掛け算結果ということですが、保険給付費が総額で減っていますけれど、一人あたりに関しましては増えていますよということでございます。

近年につきましては、一般会計からの繰入追加とか、それから基金繰入による財源対策により、保険料率の据え置きを行ってまいりましたけれども、一人あたりの医療費の伸び等の影響に伴います納付金の増額によりまして、標準保険料率は引き上げとなっているところでございます。ただし、4ページの下段の所、一人あたり保険料の状況、こちらは一人あたり医療費との比較を見ていただくために医療分だけを出しておりますけれども、こちらのほうは、平成29年度から平成31年度の一人あたりの保険料を出しております、平成30年度は平成29年度から引き下げとなりました結果、この引き下げの影響もありまして、3ヶ年のこの伸び率で見ますと、平均でいきますと1%程度の伸びとなっているところでございます。この制度改革における国の財政支援の強化に伴いまして、一人あたり保険料は一人あたり医療費の伸びと比較しまして、伸びを抑制されていると考えられるところでございます。

こういった状況をふまえて、5ページ目でございます。

平成31年度の保険料率についてというところでございますけれども、現行料率、いわゆる平成30年度の保険料率で予算見込を推計させていただきましたら、まず最初に6億1千万円の収支不足となっていたところでございますけれども、もし、これを現行料率でなくて標準保険料率、先ほど京都府の算定によります標準保険料率で予算見込を推計し直しますと、いわゆる現行料率よりは引き上げとなりますので、収支不足は、2億7千万円に圧縮されるという結果になります。それが下の「平成31年度予算見込」の表でございます。この引き上げによりまして、約3億4千万円分の保険料率が引き上がりますので、6億1千万円だったものが3億4千万円圧縮されて、2億7千万円の収支不足まで縮まるというような結果でございます。この収支不足の状況や制度改革後の平成30年度以降、こちらにおけます宇治市の国民健康保険料は、基本的に京都府が示す標準保険料率に基づき設定するという形で昨年度もお話をさせていただいたのですが、こういったこともふまえて、保険料率の設定、それから財源対策をどうしていくのか、検討を行う必要があると考えております。

ちなみに、財源対策とはどういったものなのかというところは、注釈で書かせていただいています。国民健康保険料につきましては、予算編成において収支不足が生じている場合は、収支を均衡させる必要があります、収支を、歳入歳出をイコールにする必要がございますので、財源対策、いわゆる歳入、何らかの歳入を追加させていただいて、収支をゼロに、均衡させる必要がございます。なお、一般会計からの繰入追加は、財政健全化推進プラン

に基づいて休止としているため、保険料率の引き上げか、もしくは基金繰入による対応が基本、このどちらかが基本となるところでございます。

これらをふまえて、まず従来からこちらの運営協議会でのご議論をふまえますと、例えばまず考えられますのは、保険料率を引き上げというパターンがあります。6億1千万円の収支不足を全額保険料の引き上げで対応するというパターン、もしこれをするとしますと、医療分と後期分において現行料率から約18%の改定となってしまうところでございます。もうひとつは、現行料率で平成30年度の保険料率に据え置くというパターンでございます。こちらは6億1千万円の収支不足がございますので、6億1千万円を基金繰入により財源対策を行う必要があります。もし今後ずっと保険料率を据え置く場合は、引き続き多額の基金繰入が見込まれるところになりますので、今後、基金が枯渇するという可能性もございますので、枯渇した場合は大幅な保険料率の引き上げが必要となってまいります。

3つ目は、標準保険料率どおりに設定するというパターンがございます。

こちらは先ほども6億1千万円が2億7千万円に圧縮されるということでお話をさせていただきましたので、2億7千万円の基金繰入による財源対策を行って設定するというパターンでございます。こちらは先ほども若干触れさせていただきましたけれども、現行料率から約8.5%の改定率となるパターンでございます。こういったパターンがあるのですけれども、ただ、この8.5%という改定、非常に改定率が高いという部分がございますので、4番目、標準保険料率をふまえた保険料率の検討というところで、標準保険料率に基づく保険料率設定は基本なのですけれども、一人あたりの医療費の伸びとか、今後の基金残高の推移、こういったことも見据えながら次年度の保険料率のあり方を検討する必要がございますので、本日皆様のご意見をいただきたいというふうに考えております。

本日につきましては、事務局としてこうだという案は、お示しはさせていただきますけれども、皆様のご意見を本日いただけたらと考えているところでございます。

参考に、6ページ目にある前回もお示ししました基金残高の状況をグラフで示させていただいております。あと、7ページ以降につきましては、7ページは「その他今後の動向等について」と昨年度もございました国民健康保険料の賦課限度額、こちらはいわゆる所得が多い方について、保険料がこれ以上上がらない限度額が定められてきましたけれども、これがまた医療給付費分が引き上がりまして、昨年度は58万円だったところが、改正されまして61万円という形になります。これによりまして、所得の高い方は保険料率が引き上がるという改正でございます。また、法定軽減、いわゆる均等割・平等割の軽減につきましては、こちらは所得基準が昨年度も拡充されましたけれども、今回も2割と5割の軽減の所得基準額が引き上げとなっているところでございますので、低所得の方々の保険料の軽減が拡充されるという形になっております。

8ページ目につきましては、先ほどもお話は出ていますが、過去の改定率の状況でございます。8ページ目につきましては、前回の協議会でもお示しさせていただいたのですけ

れども、平成30年度のですね、医療分、後期分の改定率、今回の資料では、△6.56%となっておりまして。前回の資料では、ここが5.74%という形になっておりまして、6.56%に訂正を頂きたいと思っております。

前回の協議会、欠席された委員の方にお送りさせていただいておりますのは、6.56に修正させていただいたものをお送りさせていただいておりますので、前回協議会にご出席された委員の方々につきましては、こちらのほうを訂正をいただけたらと思っております。

9ページ目につきましては、過去の会計の収支の推移、これも前回お示しさせていただいたとおりでございます。説明につきましては、以上でございます。

会長) はい。ご説明をいただいたのですが、何かご質問ありませんか。

委員) すいません。2ページの議論のポイントのところなのですが、下のところ、京都府が算定する標準保険料率の最終値を踏まえて、財源対策及び次年度の保険料率について議論を行うということで、標準保険料率ありきで議論していくということではないのでしょうか。

三品副課長) 結果としてこういう形で京都府のほうを示されていますと、色々なパターンが考えられると思うのです。たとえば標準保険料率どおりの設定も、これは昨年度どおりのやり方ですし、ただ、今回8.5%という引き上げ幅が過去を見ましても少し大きい幅になってまいりますので、そういったところをふまえて、この5ページ目の④のところですけども、こういった保険料率にすべきなのか、そういったところご意見をいただければというところがございます。

委員) これからの話し合いで決めていくということではないのですか。

三品副課長) そうですね、標準保険料率どおりにしましょうとかいうことではありません。

委員) わかりました。

会長) ほかに何かありませんか。

委員) 忙しい中ですが、もう一回仕組みの勉強をというのですか、知識を得たいのですが、2ページそれから3ページで言葉として国保事業納付金という言葉と標準保険料率、このふたつが出て来ているのですが、今の説明を聞きますと、納付金、これは京都府のほうが表示してくる数字なので、宇治市で上げたり下げたりできる筋合いのものではないと、とにかくこれを納めなきゃならないとして、納めれば前回何か私、いいほうに向いているのかなと思って、かかった医療費は全部賄うよと、要は納付金がこれだけ納めなければなら

いと、2 ページ目の最後のところの説明ですが、医療費の増加等により納付金が定まってくると、私はこういう理解しておりますので、医療費がこの先上がるのか下がるのかよくわかりませんが、上がるとすれば納付金というものはもうそれに比例して、来年も再来年も上がっていく、そういう仕組みになっているのかがひとつと、それからもうひとつは、標準保険料率を、こういうふうに京都府が示したら宇治市ではこの標準保険料率のまま保険料を定めなさいと、いうものなのか、宇治市にも宇治市の事情があるだろうから、実際の保険料を定めるにはこの標準保険料率は単なる参考の数字という仕組みになっているものなのか、これもこの3 ページの説明を見ますと、やっぱり医療費の伸び等の影響に伴うと、これが原因とすれば、医療費が毎年上がっていくとすると、この標準保険料率も上がっていくものなので、なんか恐ろしいような気がするのですが、この辺の仕組みをもう一回少しわかりやすく説明していただけたらありがたいと思います。

三品副課長) はい、まず納付金につきましては、医療費が伸びて行けば、今後納付金も上がっていくのかというご質問でございますけれど、本当に単純化しますと、医療費が伸びれば納付金は今後伸びていくような方向性にあるということはおっしゃるとおりです。ただ納付金といいますのは、いわゆる京都府全体の診療費に対して、そこにあたります国からの財源とか、その他色々な諸々の財源等を加味して納付金を出していきますので、いわゆる一人あたり診療費の推計、それからそこにあたります財源の推計ですね、そこのバランスで決まっていますので、当然、一人あたりの医療費が伸びれば伸びる傾向にあるのは事実、そういう力が働くのはおっしゃるとおりなのですが、一方でそこにあたります財源等の推移もありますので結果どうなるかというところは実際は不透明な部分があります。今回はこういった形で伸びているのは結果として出ているところでございます。一方で標準保険料率、こちらのほうは、標準保険料率そのものの位置づけはどのようなものかというご質問だと思うのですが、いわゆる標準保険料率と言いますのは京都府統一の算定方式で出して、宇治市だったらこういう、この率で標準的な保険料率ですよと示しているのですが、おっしゃるようにこの標準保険料率を参考に宇治市としてどういった形で定めていくのか、京都府が宇治市ではこの率ですよと今回示されましたが、当然、お隣の市町村とかどこか別の市町村では別の料率が示されていますので、それぞれ宇治市としての標準保険料率はこれですよ、例えば、別の市の標準保険料率はこうですよと、京都府がそれぞれ示して、それをふまえて宇治市としてどうあるべきなのか、宇治市としてどういう保険料率にしたらいいのか、おっしゃるようにそれぞれの市町村の事情がございますので、それで定めるということですので、今回も標準保険料率の改定幅でいきますと8.5%というふうに引き上げになっていますので、そういったことも踏まえまして、どういった保険料率にするのがいいのかをご意見いただきたいのが本日の趣旨でございます。

委員) そうしますと、本日の説明を聞いて、医療費がどうかということがものの発端になっているようで、確かに上がってきているのは事実ですが、医療費を少しでも節約しないといけない気持ちはあるにしても、我々保険に入っている者として、どういうふうにしてもらいたいのか、なんか抽象的に節約しましょう、薬も節約しましょうということだけがその念頭に置かれてくるとつらいなという気がします。

前回この京都府がまとめてやることについてのメリットがあるという説明もありましたが、これから先の方向が見えたような気がするので、私なんかは医療費が上がるだけが前提に持ってこられるとやっぱりつらいなということを再度申し上げて、それでやはり保険料の値上げに直結してこないのをもう願うばかりですけど、他の皆さんどうとらえられておられるのか少し聞かせていただけたらありがたいなと思います。

委員) 府の標準が示されたということで、それに従わないといけないのかなと思ったりそうでもない、宇治独自でまた検討していてもいいということですよ。なら、だいたい一人あたり医療費は3%ずつ伸びているというデータがありますけども、一人あたりの保険料が宇治は1%の伸びだったということですか。

三品副課長) 平成29年度から平成30年度は、一旦落ちています。平成30年度から平成31年度は先ほどの8.5%で、直線にしますと1%ぐらいということがここで表現したいところがございます。

委員) 3%伸びるだろうというような府の考え方の中で、宇治の伸び率で計算したらもう少し保険料率も減る可能性もあるのかなという気がするのですが、それを従わないといけないということになれば大幅な値上げが必要でしょうし、宇治は宇治の独自の計算方法で出されて圧縮してもいいのかな、それから平成30年度の決算見込で繰越金が出ますよね、6億ほど。それを基金に繰り入れようかなという話になっているのですけれど、基金が減るのも大変ですが、基金が増えるということも考えたら、とりあえず今年は何とかある程度基金のお金を回していただいて、据え置きが本当ならいいのですが、それも厳しいということになるならば、多少のアップも仕方がないかなというその状況を、はっきりと示さないといけないと思うのです。だいたいというようなことではいけないだろうし、基金をこれだけ減らして今後どうなるかというのも見えてこないし、前々から言われている乖離というか、実際大幅な赤字はもう出ませんよという話で、宇治独自で計算し直した時に乖離した時はどうなるかというようなことと、国からの交付金をこの制度のために一人あたり一万円出すというような国の制度がある、それを使ってもまだこれだけ赤字になるのかと。これは府がやる必要があるのかなと。宇治で独自でしたほうがずっと安くついたのでないか、府がやる必要はあるなのか、今後どうなるのかさっぱり見えないのですが、とりあえずは繰越金があるのでその使い道と料率のアップ率を抑えること、できた

ら据え置きがいいのかなと、それも難しかったら少しくらい仕方がないのかなと、そういうふうなことが今の気持ちでございます。

三品副課長) 今、がおっしゃいました繰越金、いわゆる平成29年度で黒字が出た分を、平成30年度に繰り越してきて、これを基金に積み立てるというお話をさせていただいたところです。今回平成31年度、この保険料率をどうするのかの時に取り崩すかどうか、いくら取り崩すかというのはまさに今日の議論で、ご意見をいただく際のポイントだと思います。

当然いわゆる納付金、それから納付金を見込む際の診療費ですね、一人あたりの診療費ですね、いわゆる京都府の推計でございますので、こちらがもし乖離してきた場合は、また今後納付金の精算が二年後に行われますので、そういった形で乖離は埋められる部分もあるのかなというふうには考えているところでございますけれども、今回はこういった形で納付金が示されて、標準保険料率としてこういう形でなっていますので、確かに標準保険料率は今回示されているけれども、これは念頭に置きながら、宇治市としての保険料率がどうあるべきなのかを今日もご意見をいただけたらなというふうに考えているところでございます。

会長) ほかに何か。

委員) 京都府内の市町村、宇治以外にもあるのですが、まだわからないと思うのですが、宇治市以外の市町村の動向というのはどうなのでしょう。この標準を受け入れるのか、市町村独自の料率にするのか、もし宇治だけが標準保険料率にしなければ、なんか宇治市だけ今後不安だなと、何かあるのかなと、今はまだ出てないですか。

三品副課長) そうなのです、他市の状況では、本日はまだ率そのものも出ていませんし、こういった議論をするのは宇治市が府内で一番早いほうなのです。ですので、どうしても、他市がこれからどうされるのかは、宇治市はわからないという状況ではあるのです。他市の動向を見ながら決めるということは宇治市ではなかなか難しいのが毎年現状としてはあるというところでございます。

委員) ありがとうございます。それと一点だけあるのですが、本年度の決算見込なのですが、今かなりインフルエンザ流行っているのですが、そのことを見込んだものと考えてもいいのですか。

三品副課長) そのインフルエンザ、現段階で流行っているということですが、例年の伸び等は反映させてはいただいていますので、個別に本年度だけ特徴的に見込んでいるわ

けではないのですけれど、ただ、平成30年度の決算見込につきましては、保険給付費はすべて京都府から賄われるという前提に立っていますので、これが増えても減っても決算見込の収支差引には影響は与えないはずで、旧制度の時は保険給付費が増えると、決算が赤字になったりとか、減ったら黒字になったりと振り幅が大きかったのですけれど、新しい制度になったらこの保険給付費は1ページ目の府支出金、普通交付金がだいたい似たような数字なっていますが、13,486,826千円が府支出金のところで、保険給付費が13,373,309千円というふうになっていると思うのですけれど、これらはほとんど収支差引には影響を与えないような仕組みに変わりました。

委員) すいません、わかりました。

委員) 基金積立金に及ぼす影響はないということですね。

三品副課長) そうですね、これが増えて減っても、基金の積立には影響はございません。

大下副部長) すいません。今、副課長のほうからご説明させていただきましたけれども、あくまでも今インフルエンザ等の医療費の影響は、この年度の収支におきましては影響ございませんが、仮に医療費が大幅に増えたら、京都府は、前回もご案内しましたとおり、その時はお金出してくれますが、後で返すという仕組みになっておりますので、後年度に帳尻を合わされます。単年度の収支には保険料の設定ですとか収支には影響ございませんけれど、後年度の保険料を見立てるときには影響がございますので、付け加えさせていただきます。

会長) はい、どうぞ。

委員) 先ほどからの他の委員さんの感想と重なる部分もあるのですが、この平成30年度から国費によって毎年約3,400億円の財政支援をしますよということで、普通考えると国がもってくれるのだったら、被保険者が少なくなって医療費が高くなり一人あたりの国民健康保険料が高くなるのを少しは歯止めがきくのではないかなと期待していたのですが、やっぱり結局その医療費の伸びが高すぎて、被保険者が減ってきて、差引したら、いくら公費を投入しようが保険料はもう高くなると。抜本的にもう保険制度やめると日本が言うとは別ですが、それと高齢者が自分でかかった医療費、自分で払うということにすればまた別ですが、今さらそんなことはできないので、やっぱり私はいくら公費を投入しても赤字は防げないのであれば、私が財政を預かる身だったら、基金をあるだけ使ってしまうと、何十億あろうが何億あろうがね。しかし、自治体としてはそれではいけないと。投げ槍的な感じでとにかくここ5、6年何とか逃げ切ったらいいかもしれないが、接点を

どこで見つけるか、基金を取り崩しつつできるだけ保険料の伸び率を下げるのが正直なところだと思います。だれどできるだけ払うのは抑えてほしいというのが正直なところですね。感想です。

会長) そのほか、何かご質問ありませんか。

委員) 仕組みの良し悪しとかそれは別として、宇治市だけの平成30年度の財政状況等を見て意見を言いたいと思うのですが、前回説明がありましたように、一定の基金繰入金が予定されておるといこと、6億あまりでしたね。宇治市の一般会計からの繰入金はなしという状況の中でそこだけを注目すると、決して豊かになったり余裕ができてきたとは理解しませんが、やはりひょっとしたら制度改革のひとつの跳ね返りのようなもので、一般化して見るのではなく、たまたまそうなただけだと、だれど財政状況で言えば私から見ると、少し余裕のようなものがあるのではないかと思いますし、制度改革があったらただちに制度が落ち着くわけでもないだろうし、2、3年は少なくともかかるのだろうと思います。

先ほどあった仕組みというものが本当にわが身にふりかかってくるのは平成32年度ぐらいからとすると、平成31年度はもう触らずに、平成30年度ともう一緒ということで、そしてこれから先にまた変えていく、そして医療費の増加が言われるわけで、それは知らないという無責任なことはやはり医療を受ける者の一人として、やっぱりそれは言い難いところはあります。少しでも下がるようにみんなで知恵出し合っていくことにはもちろん行政が先頭に走って頑張してほしいと思いますけれども、制度改革の後には、あまり触らず、今後、備えることでいいのではないかなと思いますので、保険料はそのままにしておいてほしいというのが率直な思いです。

会長) そのほかどうですか、それではこの「平成31年度国民健康保険事業の運営について」はこれで終わらせていただいてよろしいですか。

はい、それではもうこの件については、これで終わらせていただきます。

柏木課長) 先ほどのご意見、色々ありがとうございます。標準保険料率を基本に見据えながら、今日いただきました貴重なご意見をもう一度事務局のほうで持ち帰りさせていただきまして、次回29日でございますけれど、何らかの形ではお示しできたらと考えておりますので、次回のご議論のほうよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

(3) 京都地方税機構への国民健康保険料滞納整理事務の移管について

三品副課長) 失礼いたします。そうしましたら資料2、「京都地方税機構への国民健康保険料滞納整理事務の移管について」、という資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。まず京都地方税機構への滞納整理事務の移管につきましては、昨年度の協議会でご意見等をいただきまして、当市におきましても早急に検討をという形で答申をいただいたところではございます。こういった答申もふまえて、宇治市で検討を進めている状況をご説明させていただくものでございます。

まず一番目、京都地方税機構についてというところでございます。京都地方税機構につきましては、適正課税、それから確実な徴収を進めることで税負担の公平性を図るとともに、重複する税業務の効率化を図るために、京都府と京都市を除く府内市町村で設置されている組織でございまして、宇治市では現段階で税の滞納の徴収業務を移管しております。

こちらの機構につきましては、税だけではなくて、国民健康保険料、税と国民健康保険料の滞納整理事務を所管しているところでございます。国民健康保険料の滞納整理事務につきましても、機構の事務に位置づけられているところでございますので、現在京都市を除く府内25市町村中、21市町村が事務を移管しているところでございます。宇治市を含む4市が現段階でまだ移管をしていないということで理解いただいたほうが逆にわかりやすいかなと思っております。

続きまして、2番目、収納の状況についてというところでございます。一番目、収納率の推移でございますけれども、現年度分、それから滞納繰越分の状況をそれぞれ分けて、府内市の平均の収納率と比較して、表にさせていただいているところでございます。収納率につきましては、現年度分、それから滞納繰越分のいずれも宇治市が府内の市平均を下回っているところでございます。もし宇治市のほうが京都地方税機構に移管するとなりますと、この下段の滞納繰越分はすべて移管されるという形でございます。現年度分でも納期を遅れられた方につきましては移管するというところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。調定と収納額の推移というところでございます。先ほど収納率を見ていただきましたけれども、収納率はいわゆる収納額を調定額で割ったものが収納率でございますので、その調定額と収納額をお示ししております。

いわゆるこの調定額から収納額を差し引いた数字が納めていただけていない分だということでご理解いただけたらと思っております。現年度分につきましては、被保険者数が減っているのはご説明させていただいておりますけれども、そういったことで調定額と収納額のいずれも減少しておりますけれども、一方、滞納繰越分、調定額および収納額のいずれも増加しているところでございます。単純な仕組みでいきますと、この上段の現年度分の調定額と収納額の差引で未納になった分がこの滞納繰越分の調定額に上乘せされていきますので、そういったことで現段階、滞納繰越分については調定額および

収納額のいずれも増加しているというところでございます。

3. 検討状況についてというところでございますが、これまでの経過というところでございます。本市の国民健康保険料の移管につきましては、機構設立当時、いわゆる平成22年に業務を開始したのですが、機構設立当時、滞納者からの回収金が、税か料かという、いわゆる税金と国民健康保険料では基本的に税優先で充当されるのが基本にあるのですが、そういった原則もありますことから、本当に収納率が確保できるのかどうか、当時なかなか見通せなかった部分もありますので、機構の状況を十分に見極めながら検討するとしていたところでございます。

2番目、移管についてというところでございますけれども、機構への移管のメリットでございまして、別資料で京都府の国民健康保険運営方針というものを参考資料でお配りしております。

こちらのほうにつきましては、まず21ページ目をご覧ください。21ページ目の上段の(2)というところでございます。上段の(2)のところ、「京都地方税機構による徴収業務の移管状況及び取組」とあるところでございますけれども、上から7行目、機構への移管のメリットとしては、というところがございます。こちらのほうで、「機構への移管のメリットとしては、市町村域を超えた対応が可能になり、複数の市町村税目等の対応がある場合にも一括で納税相談ができ、また、コンビニエンスストアでの納税にも対応するなど納税者の利便性向上が図られており、適正・確実な徴収が期待できます。」というところでメリットが書かれております。

なお、コンビニエンスストアでの納税は、宇治市の国民健康保険ではすでに対応しているところでございます。それから、運営方針の25ページ目でございます。25ページ目の4. 収納対策(1) 京都地方税機構への移管の推進及び連携という文言が25ページの真ん中のほうにあると思います。

1行目から、「保険料を滞納をしている方は他の税目でも滞納している場合があります。専門的知識を有する職員による一体的な債権確保、スケールメリットを生かした徴収コスト削減やコンビニ納税など被保険者の利便性の観点からも、税機構構成団体市町村のうち、保険料の滞納整理業務が未移管の市町村については、体制等市町村の状況をふまえ、機構への移管の可否を検討することとします。」とされています。こういったことをふまえて、再度資料2に戻っていただきます。資料2の(2)の移管についてというところでございますが、機構への移管のメリットについては、京都府国民健康保険運営方針において、専門的知識を有する職員による適正・確実な徴収や、国民健康保険料以外の税目の滞納がある場合にも一体的な納付相談・債権確保が可能となること等によりまして、収納率の向上及び徴収コストの削減等が期待できるというふうに記載されているところでございます。

3番目、今後についてというところでございますけれども、機構の設立から約8年経過しているところでございますけれども、本市をはじめとしました府内市町村の現年度分及び滞納繰越分の収納率の動向とか、今年度も含めた新たに移管する市が増えている状況、

京都府国民健康保険運営方針におきましても移管を推進するとされていること、宇治市でも行政改革の側面から、宇治市第7次行政改革実施計画におきまして、機構への移管の実施に向けて検討を進めると記載しており、こういった色々な状況をふまえて、今後実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、3ページ目以降は、現段階での宇治市の取り組み状況を記載させていただいているところでございます。未納滞納の発生原因は様々にごさしまして、生活困窮や悪質なものに加えて、単純な納付忘れや納付手続を面倒に感じるといったものから多数ございまして、本市では納付にかかる利便性の向上を図りつつ、適宜、催告・納付相談や滞納処分を実施することで、収納率の向上に取り組んでいるところでございます。

まず1番目の滞納世帯数の推移でございすけれど、平成29年度の決算終了時点で滞納世帯数は3,434世帯、それを加入世帯数の中で比率を出しますと、13.5%の世帯の方が滞納世帯数でおられるというところでございます。納付方法別の収納状況でございすけれど、納付方法でいきますと、口座振替、それから自主納付、特別徴収とございすけれど、確実な口座振替というものは宇治市も推進しているところでございます。平成29年度で62.73%という形でシェアを占めているところでございます。

また、収納件数においては、口座振替や納付書、コンビニ、特別徴収という形での推移を出させていただいておりますが、件数におきましても口座振替が多い形でございます。一件あたりの収納額につきましても、口座振替が一番多い、平成29年度でいきましても15,291円という形で、一番多いという形になっているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。こちらは(3)所得段階別の滞納状況ということで表を出しております。いわゆる滞納世帯の中で、どれくらいの所得の方が滞納しているのかという割合をお示したものでございまして、割合でいきますと一番多いのが未申告の方ということで、申告をされていませぬので、どれくらいの所得があるかちょっとわからない方が一番多くなってくるのですけれども、こちらを除きますと、全体の占めるシェアではなくて、それぞれの段階別の世帯数に占める割合でございすけれど、200万円以上から300万円未満の所得の方の割合が一番多い、11.20%となっております。全体の世帯数の中の割合でいきますと、この所得段階におられる方は、2,447世帯おられまして、その中の274世帯ということで11.20%という形になっているところでございます。

こういった状況にありまして、我々の取り組みといたしまして、(4)督促状ということでございすけれども、納期限を過ぎましても納付がない場合は、督促状を送付させていただきまして、納付を促しております。各期別で国民健康保険料の納付期限は10回あるのですけれども、期別約3千数百通の督促状を送付しているところでございます。

(5)の催告でございすけれども、こういった督促状にも指定期限を設けるのですけれども、これを過ぎても納付がされない場合、催告書の送付とか電話で催促をさせていただいております。日中に連絡のつかない場合は、夜間に電話催告を行いますし、それでも

連絡がない場合には、訪問して実態調査をさせていただいております。また、滞納者ごとに対応計画を作成しまして、これを滞納管理システムに登録することで、きめ細かな対応を効率的に実施させていただいているところでございます。

また、(6)の納付相談でいきますと、生活困窮とか一時的な資金不足等で納付が困難な場合は納付相談を行っております。事情を聞きとる中で必要に応じ分割納付や保険料の減免をご案内させていただきます。以下、保険料の減免状況でございます。平成29年度では656件の承認件数がございまして、56,281千円の承認金額になっております。

続いて、5ページ目でございます。(7)の夜間・休日の対応ということで、平日多忙で来庁できない方のために夜間や休日に窓口業務を実施しております。さらにどうしても連絡のつかない方には休日の訪問を実施しております。9月から12月は、夜間催告は毎週火曜木曜月1回、1月から3月は毎週火曜木曜で、夜間開庁は月1回、ちょうど本日は夜間開庁の日でございます。休日開庁も月一回ということで、今週末日曜日、休日開庁させていただきます。そのほか1月から3月、それから4・5月というこういった計画で夜間休日の取り組みはさせていただいているところでございます。

(8)短期証・資格証明書の交付ということで、滞納状況に応じまして、有効期限の短い保険証(短期証)を交付することで、定期的な相談機会を確保しまして、納付意識の向上に務めているところでございます。また、特別な事情がないのにも関わらず納付いただけない場合には、医療機関での負担が10割になる資格証明書を交付させていただいております。その交付の実績を表にしているところでございます。また最後に、(9)滞納処分の状況では、こういった対応すべて実施させていただいても納付とか相談もなく、一方、財産調査によりまして支払い能力があるというふうに確認された場合には、預金や生命保険等の財産の差し押さえを実施しているところでございまして、平成29年度は10件の差し押さえをさせていただいたところでございます。以上、宇治市の取り組み状況を述べさせていただきました。

会長) それでは何かありませんか。

委員) 少し質問があります。

会長) はい、どうぞ。

委員) 機構のほうに移管すると、取り組み状況、市の本市の色んな数字を挙げていただいたことは、これ全部機構がやっていただけるのですかね。

三品副課長) まず納付期限までに納められない方は、一旦市が督促状を送付させていただきます。それ以降で移管されるというような仕組みになっています。

委員) ということは最終のつめ、差し押さえとか、そういうことは。

三品副課長) 機構がやるという形でございます。

委員) 質問です。

会長) はい、どうぞ。

委員) 今説明のあった点は何よりも行政そのものの仕事で、私たちにはわからないのですが、ただひとつわかることは、収納率というものが上がるかどうかということに関心事になるのですが、宇治市であれば当然、地方税機構のことは聞いておられるとは思いますが、それらを眺め渡す中で、今まで宇治市も一所懸命やってきたが、任した方がいいとふんでおられるのか、それとも、府内のほとんどのところが移管しているので、宇治市のそれに倣っていこう程度のものなのか、決意のほどを聞きたいのと、それからもうひとつ、移管するということはお金を払って移管なのか、その仕組みも教えて欲しいと思います。

三品副課長) まず、機構設立から8年経過しております。その中で元々設立当時に移管された国民健康保険料の中で、移管された市町村もあれば、それ以降に移管された市町村もございます。そういったところを概ね見ていると、宇治市よりも収納率がいいという現状がございますので、そういった部分で収納率の向上は期待できるかなというふうに考えているところでございます。ただ、そういったことも踏まえまして、宇治市としては実施に向けた検討は行っているところでございますので、今日のご意見を踏まえまして、宇治市としてはさらに検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

もうひとつ、お金の話ですけれども、機構に移管すれば、当然負担金というものが生じてまいります。そちらにつきましては基本的に府内で移管している市町村、それぞれが負担金をシェアしてそれで運営を賄うという仕組みになっているところでございます。

また、先ほどありましたご質問の補足でございますけれども、4ページ目の(4)以降の部分で、もし移管した場合の事務の振り分けでございますけれども、まず督促状は宇治市で実施させていただきます。催告とか納付、移管された場合は催促、それから納付相談とかそういったものは機構になりますし、(9)の滞納処分も機構になります。この8番目の短期証、資格証の交付、ここは宇治市の窓口でさせていただきます。この(4)と(8)はですね、引き続き宇治市ですることになりますし、それ以外は機構がするというような仕組みになっております。

委員) すいません、前に聞いたことがあるのですが、人はいないけど名前だけが宇治にある、どこ探してもいない、そういう部分はもう消えていくのですか、どういうふうになってい

くのですか。

三品副課長) 名前だけが登録されていて、どこにもおられないという方、それで保険料を賦課しますが滞納になってしまう方については、一旦機構に移管をさせていただいて、機構のほうが実態調査されます。もし、どこにもおられなくて取りようがないと、色々と調査をした結果、もう絶対取れないというようなことになりますと、執行停止という仕組みがありまして、その後不納欠損等の処理をさせていただくという仕組みになります。

会長) 他に質問はありますか。

柏木課長) 税機構への移管についてご説明につきまして、色々ご意見ありがとうございます。2ページ目にも書かせていただいておりますとおり、今後についてということで、私どものほうも、運営協議会のご議論、ご意見を尊重いたしまして、実施に向けての検討ということで進めていきたいと考えております。また今後につきましても、何かございましたらご意見を賜りたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

会長) はい、それではこれで終わりにさせていただきます。

4. その他

三品副課長) そうしましたら、その他でございますけれども、次回1月29日火曜日、14時、この場所で開催をさせていただくこととなりますので、また議題の中でもありまして、次回、本日のご意見をふまえて、市がどういった形での保険料率を設定していくかということをご協議いただく場になりますし、もうひとつは、これまでの様々なご意見もふまえて、答申案のご協議していただくこととなりますので、よろしくお願いしたいと思います。

5. 閉会

会長) それでは、これで終わらせていただきます。第3回国保運営協議会を以上を持ちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。